

第九條第一項中、「調査企業の本店の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条及び次条第一項において単に「経済産業局長」という。）を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第十條第一項中、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を削る。

別表第一番号三の項の下欄中、「細分類四一一一映画・ビデオ制作業（テレビ番組制作業を除く）、細分類四一一二テレビ番組制作業」を「細分類四一一一映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）、細分類四一一二テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類四一一三アニメーション制作業」に改める。

別表第二番号一の項の下欄中、「七四五」を「八二四五」に改め、「細分類七七四七フットボールスクラブ」を削り、「七四九」を「八二四九」に改め、同表を別表第四とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第五条関係）

番号	業 種	業 種 の 範 囲
一	学術・開発研究機関	日本標準産業分類に掲げる中分類七一―学術・開発研究機関
二	デザイン業	日本標準産業分類に掲げる中分類七二六―デザイン業
三	広告業	日本標準産業分類に掲げる中分類七三―広告業
四	技術サービス業（他に分類されないもの）	日本標準産業分類に掲げる中分類七四―技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類七四三―機械設計業、小分類七四四―商品非破壊検査業、小分類七四五―計量証明業、小分類七四六―写真業及び小分類七四九―その他の技術サービス業

別表第三を次のように改める。

別表第三（第五条関係）

番号	業 種	業 種 の 範 囲
一	洗濯・理容・美容・浴場業	日本標準産業分類に掲げる中分類七八―洗濯・理容・美容・浴場業（小分類七八五―その他の公衆浴場業は除く。）
二	その他の生活関連サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九一―旅行業及び細分類七九九―他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。）
三	娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類八〇―映画館、小分類八〇四―スポーツ施設提供業（細分類八〇四―スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く）及び小分類八〇五―公園、遊園地

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第五条関係）

番号	業 種	業 種 の 範 囲
一	廃棄物処理業	日本標準産業分類に掲げる中分類八八―廃棄物処理業
二	機械等修理業（別掲を除く）	日本標準産業分類に掲げる中分類九〇―機械等修理業（別掲を除く）
三	職業紹介・労働者派遣業	日本標準産業分類に掲げる中分類九一―職業紹介・労働者派遣業
四	その他の事業サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類九二―その他の事業サービス業（小分類九二二―建物サービス業及び小分類九二三―警備業を除く。）

附則第二条第一項及び第二項中、「第六条第十一号」を「第六条第十号」に改め、同条第三項中、「第十條第三項」を「第十條第一項」に改める。

附則第三条第三項中、「第十條第三項」を「第十條第一項」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十四号

弁理士法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十一号）及び弁理士法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十一号）の施行に伴い、並びに弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十條第二項第二号、第三十一條の二並びに第七七條の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月十九日

経済産業大臣 甘利 明

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 仲裁機関の指定（第一条）
 - 第二章 弁理士試験等
 - 第一節 弁理士試験（第二条―第十二条）
 - 第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条―第二十一条）
 - 第三章 登録（第二十二条―第二十四条）
 - 第四章 継続研修（第二十五条―第二十八条）
 - 第五章 特許業務法人（第二十九条―第三十二条）
 - 第六章 情報の公表（第三十三条―第三十五条）
 - 第七章 業務の制限の解除（第三十六条―第三十九条）
- 附則
- 第三条中、「同表の中欄に掲げる共通問題及び」を削り、同条の表を次のように改める。

科 目	選 択 問 題
一 理工Ⅰ（工学）	基礎材料力学 流体力学 熱力学 制御工学 基礎構造力学 建築構造 土質工学 環境工学
二 理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学